

平成29年度第3回農地中間管理事業運営委員会開催概要

公益社団法人千葉県園芸協会

- 1 開催日時 平成30年1月23日（火）14：30～
- 2 開催場所 教育会館本館6階608会議室
- 3 参加者 委員：9名
事務局：13名（公益社団法人千葉県園芸協会農地部）
関係機関：5名（オブザーバー出席：関東農政局千葉拠点、県担当課）

4 概要

事務局から、「農地中間管理事業に係る平成30年度の取組方針（案）について」と「農地中間管理事業に係る関連事業について」の2点について説明し、出された主な意見・質問等は以下のとおりであった。

(1) 農地中間管理事業に係る平成30年度の取組方針（案）について

ア 借受農地について

(ア) 条件が悪く、受け手が見つからない農地はどれ位あるのか。また、今後はどのように対応するのか。

イ 推進体制について

(ア) 支部を2名体制に増員するのは、特定の地区だけか。

(イ) 土地改良区との業務委託を進めるとのことだが、本年度の実績と今後の見込みはどうか。

ウ 推進方法について

(ア) 地域の役員やリーダーが説明を行った方が地元の理解を得やすい。

土地改良区は農家に身近で地域を把握しているので、専属の職員を配置するなど業務委託をもっと進めた方が良い。

(イ) リーダー等がない地域は、農業委員会（農業委員会法の改正により、農地の最適化が必須業務となっているので）が機構と連携して、担っていききたい。

(ウ) 取組方針は、担い手を糸口としているが、担い手がない地域は、地域農業をどう守っていくかという働きかけが必要で、誰がその話合いの場を設定するかが課題である。

エ その他

(ア) 担い手は自分の経営を守ることが一番であり、基盤整備が進んだ場合、利益を考えると、より条件の良い大区画の農地を求め、基盤整備区域内でも20a位の農地は手放し、遊休農地化している。

利益を生まない農地であっても、地域としては用排水等の維持とともに賦課金を徴収していかなければならない。人・農地プランや多面的機能支払で話し合うことは必要である。

【機構・県】

- ・マッチングまでに至らなかった農地の全てをはっきりとつかんではない。
条件の悪い農地は、農地耕作条件改善事業や機構関連事業などを活用し、農地集積に繋げていきたい。
- ・支部の増員は3支部を2名体制とし、広域的に活動する仕組みも考えている。
- ・土地改良区との業務委託は、本年度は6改良区と締結しており、来年度は3改良区との締結に向けて調整している。
- ・地域の話し合いによる農地集積を推進しており、集落単位の人・農地プランの策定を指導している。
- ・取組方針は機構活用による担い手への集積を中心としているが、基本は話し合いであり、担い手がいない地域においても、農業事務所や市町村に相談し、話し合いを始めてもらいたい。

(2) 農地中間管理機構関連農地整備事業について

- ア 事業を開始する前に行う「調査費」の扱いについて、事業費の中でみることはできないのか。
- イ 事業の対象となるようお願いしたい。

【機構・県】

- ・事業計画作成にあたっての費用は対象となるが、それまでに必要な地域での合意形成や対象地区の決定等、地元での話し合となるものは、対象となっていない。
県では県単調査費を今年度増額しており、引き続き支援していきたい。



2018/01/23